

# 道路位置指定申請の注意事項及び記入要領

## 道路位置指定の取り扱い

- 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路（築造道路）の位置指定は、原則として築造後に指定申請書を提出すること。
- そのため、築造前に宇部市都市政策部建築指導課へ事前協議書を正副2部提出し、その協議結果及び指導事項を遵守して工事の施工を行うこと。

## 事前協議書及び申請書の提出先

- 宇部市都市政策部建築指導課

《事前協議書》

## 事前協議書の提出部数

- 正本 1部 副本 1部（写し可）

## 添付書類

- 道路位置指定事前協議書（別記第1号様式）
- 付近見取図、公図の写し、平面図、計画敷地の区画割図、排水計画図
- その他、市が必要と認めるもの

《申請書》

## 申請書の提出部数

- 正本 1部 副本 1部（写し可）

## 申請書類

- 宇部市の様式を使用すること。

## 事前協議完了通知書

- 写しを添付すること。

## 道路位置標示届

- 側溝その他によって位置が明らかな場合は標示杭の設置は必要ないが、道路検査報告書をかねているので、必ず届出をすること。
- 申請書に添付すること。

## 道路位置指定承諾書

- 押印は実印のこと。
- 承諾書を要するのは申請地に権利を有するもの（所有者・抵当権者・地役権者等）及び道路の管理者
- 申請者と権利者が同一の場合も承諾書を添付すること。

## 印鑑登録証明書

- 承諾者の申請日前3ヶ月以内の証明書を添付すること。

## 法定外公共物の加工承諾書（写し）

- 法定外公共物（里道・水路等）を含めて道路の位置の申請をする場合は添付すること。

## 土地登記簿謄本

- 申請日前3ヶ月以内の土地の登記簿謄本を添付すること。

## 位置図

- 1/10000程度
- 申請地、方位を表示し、申請箇所は赤色で着色すること。

## 付近見取図

- 1 / 2 5 0 0 程度
- 申請地、方位、道路及びその他目標となる地物等を表示すること。
- 申請道路を赤色で着色し、計画敷地の外周を赤色で明示すること。

#### 平面図

- 方位、縮尺、築造道路の幅員、すみ切りの長さ及びその他必要な事項並びに築造道路と接続する既設道路の種別及び幅員を記入すること。
- 単位は小数第 1 位までとし、小数第 2 位を四捨五入すること。

#### 地籍図（公図の写し）

- 法務局備え付けの公図を複写し、複写年月日及び氏名を記入し、かつ、指定を受けようとする道路の位置を着色して表すこと。

#### 測量図（求積図）

- 地番ごとに実測したものを求積すること。なお、単位は小数第 2 位までとし、小数第 3 位を切り捨てること。
- 法定外公共物加工又はすりつけ等は造成面積に算入すること。
- 築造部分に法定外公共物（里道・水路等）がある場合は、面積及び長さ算入し、地番の表示方法は、〇〇〇－〇地先とすること。

#### 道路横断図

- 築造道路の構造、勾配、舗装構成、幅員、境界線等を記入すること。

#### 道路縦断図

- 築造道路の中心線の長さ、高低差、勾配、境界線等を記入すること。勾配は 1 2 % 以下であること。

#### 排水計画図

- 築造道路及び計画敷地内の排水に必要な側溝、街渠等の配置図及び構造図（側溝断面図）並びに排水経路を記入すること。

#### 敷地の区画割予定図

- 築造道路を利用して敷地となる土地の敷地割図及びその敷地の面積を記入すること。
- 1 区画の面積は原則として 1 5 0 m<sup>2</sup> 以上とすること。ただし、既存の建築物がある敷地については、この限りではない。
- 申請道路、計画敷地、その他用地の合計面積を記入すること。

#### 完成写真及び写真撮影方向図

- 道路との接続部分、転回広場、全体状況その他必要と思われる箇所の写真を添付すること

#### その他の図書

- その他必要と認められる場合は、関係図書等を添付すること

#### その他

- 築造道路は、原則として分筆し、地目は公衆用道路とすること。
- 道路位置指定により、新たに道路斜線制限等が生じ既存不適格建築物が発生する場合、原則として建築物等の所有者の承諾書（認印可）を添付すること。
- 側溝の放流先が用水路又は私設排水路であるときは、関係者の同意書（認印可）を添付すること。
- 隣接地の利用により開発行為に抵触する可能性がある場合、隣接地所有者から告示より 1 年以内に建築行為をしない旨の誓約書（認印可）を添付すること。
- 築造道路が崖地等に隣接する場合、または通行の安全に支障があると思われる場合は、ガードレール、フェンス、その他の安全施設を設置すること。
- 添付図面には、すべて図面作成者の氏名を記入すること。

# 道路位置指定申請書見本

